

専決処分の報告について  
(令和 6 年度市営住宅明渡等請求訴訟提起)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 11 月 27 日提出

那覇市長 知念 覚

## 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、那覇市営住宅条例に関する訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

令和6年11月5日

那覇市長 知念 覚

1 事 件 名 令和6年度 市営住宅明渡等請求訴訟提起

2 相 手 方

名義人 住所 那覇市首里汀良町3丁目111番地1  
汀良市営住宅

連帯保証人 住所

3 理 由

不法占拠者（那覇市営住宅条例第42条第1項第4号）  
家賃等の高額滞納（那覇市営住宅条例第42条第1項第2号）